

「後期高齢支援システム標準化検討会市町村WT」

第7回議事概要

日 時：令和6年2月26日(月)13:30～15:30

場 所：オンライン会議(Zoom)

出席者(敬称略)：

(座長)後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

(構成員)

市野塚 杏子	佐野市健康医療部医療保険課長寿医療係 主事
臼杵 信雄	渋谷区国民健康保険課高齢者医療係 副係長
川嶋 裕士	江戸川区健康部医療保険課高齢者医療係 主査
富田 義憲	川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課 システム担当係長
山下 貴幸	西海市長寿介護課 主任
登 大輝	鹿児島市健康福祉局すこやか長寿部長寿支援課 後期高齢者医療係 主任

(オブザーバー)

池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
岩井 輝義	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム 基盤チーム 統括官付参事官付主査
鳥山 光	総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室 事務官(代理出席)
山本 喜一	厚生労働省保険局高齢者医療課 高齢者医療指導調整官
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
巢瀬 博臣	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【議事次第】

1. 出席者確認、今後の会議予定について
2. 意見照会結果とその他課題・検討事項について
3. 標準仕様書 1.2 版（案）の修正点について
4. 今後の依頼事項について

【意見交換(概要)】

(資料 2_意見照会結果等について)

- (1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票レイアウトの規定について)
帳票レイアウトの罫線の考え方については、後期高齢単体で規定するのではなく、本来であればデジタル庁にて統一的な観点として示していただきたいという意見がベンダ分科会であった。デジタル庁としてのご見解はいかがか。
⇒帳票レイアウトの罫線の考え方について、業務統一すべきとのご意見を承った。ただ、揃えられるものとそうでないものがあると思っている。令和5年3月にある程度の標準仕様書が公開され、すでに開発を行っているベンダもあることから、統一的にすることで開発が遅れてしまうこともある。変更するための検討を行うにしても、丁寧に意見を聞いて、変更するか今後の検討課題とするか、持ち帰り検討する。
- (1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－帳票の敬称の統一について)
敬称統一については、案④は汎用性が高くよいと考える。各自治体で仕事のやり方が違うので、案④としていただきたい。
⇒仕事のやり方が違うとはいうが、自治体における国保、後期、介護の宛先の敬称のつけ方について確認したことがあるか。
⇒確認したが、各業務統一されていなかった。
⇒ベンダ構成員の意見では、この時期に敬称を可変とするという要件を実装必須で規定すると適合基準日までの対応について懸念があるという意見があった。また、税側とあわせるのが妥当という意見もあったことから、基本は案①の敬称なしとし、選択的な敬称の付与は、標準オプション機能として対応可能なベンダはは殿、様を変えられるとしてはどうかと事務局案としては考えているが、いかがか。
⇒ベンダ意見も理解できるところがあり、可変にすることにして実装できないと、準拠システムに適合できないことになるので標準オプションとすることも一つの方法であるかと思う。
⇒自市では「様」を使用しているが、全国自治体を統一するのは難しい。ベンダ意見も踏まえると、何も出さないことにして標準オプションで殿/様を出力するということでよいかと思う。

⇒市の中で「様」に統一する等、内部の規則など規定はあるか。
⇒規則があるかは、確認できていない。
⇒市長から住民宛の文書についても様を付与しているか。
⇒様が多かったと思う。
⇒殿は堅苦しいというところから住民宛の敬称は様に変えるという流れになり、それに引きずられて自治体の長の敬称も様に変えている動きや、「市長」がそもそも敬称なので、様/殿をつける必要がないという考えで削除したというところもあると理解している。事務局案でご理解いただいたととらえ、進めさせていただく。

○ (1.5 全国意見照会結果を踏まえた課題－用語の統一について)

用語については、事務局案の通りで賦課年度が統一されていればわかりやすい。住民から指摘されたという経験はない。介護は確認できていないが、わかりにくいというご指摘を受けたことはない。

⇒資料の通り、保険料賦課の対象になる年度は後期では相当年度だが、介護は賦課年度となっており、後期では賦課年度は賦課決定をした年度となっており、賦課年度の使い方が逆になっている。本検討会は後期なので、他業務についてはあまり言及するものではないが、所管省庁の厚労省の中で調整されても良いかと思う。

⇒事務局提案の通り、賦課年度が税と一致しているという点は同じのため、特段変更しなくてよいと思う。

⇒事務局としては統一できれば良いと思うが、各業務の状況を見て差異のあるところでご理解いただいているということで、事務局案の通りとさせていただく。

○ (2.2 横並び調整方針の見直しに伴う対応)

適合基準日は方針決まり次第としているが、デジタル庁として方針を示せておらず申し訳ない。文字要件については年度内を目途に検討会等で整理しているところであることから、事務局案の記載の通りでよい。標準オプション機能の適合基準日についても整理ができていない状況であり、他業務と同様に、事務局案の通り記載しない方針でよい。

○ (2.5 指定都市残要件の取り込み)

各政令市の仕事のやり方が違うこともあり、川崎市に対して多くの意見がきた。その中でこのような案を整理していただき、感謝している。事務局提示の考え方で異論はない。

⇒指定都市になった時期や団体の状況によって事務処理のやり方等の違いがあるところと理解している。住所変更は一般的な住所変更ができればよいが、転出転入で対応しているところもあると聞いている。そのような難しさもある中で、事務局案を

整理していただいたところ。それら状況を踏まえて事務局案でよいとのことと理解した。

⇒行政区等の要件についても同様の考え方で見直しを行うため、後日、展開する機能帳票要件をご確認いただき、不明点あれば意見をいただきたい。

○ (3.3 振り仮名法制化に伴う見直しについて)

振り仮名法制化について、57 ページ上段の「令和7年6月に住民票へ振り仮名が記載される見込み」と記載されているが、「令和7年6月以降に」が適切なのではないか。施行日になってから戸籍業務にて本籍地に振り仮名の照会が始まり、確定したところで住民基本台帳に連携される。住民基本台帳の振り仮名が変わった場合は、後期等に連携されてくることから「令和7年6月以降」という意味と理解してよいか。

⇒表現が不適切であり、ご指摘の通り「以降」が正しい。

⇒総務省自治行政局の方にご参加いただいているが、今の認識で間違いはないか。

⇒ご認識の通り。

⇒後ほど内部で確認して、認識相違あれば連絡いただきたい。

⇒承知した。

(今後の依頼事項について)

- 資料の修正版については、2/29（木）目途に送付予定となる。ご意見があれば、3/4（月）までに事務局へ提出いただきたい。

- 全体を通して、本日オブザーバーとしてご参加の皆様よりご意見あればいただきたい。

⇒横並び調整事項や統一の議論があったが、現状としては完璧なものは難しいところと思うが、仕様書自体は今後も法改正など含めて修正されていくと思うので、その中で徐々に統一化を高めていただければと思う。振り仮名についてもこれから業務手順などの詳細が整理されていくことと思うので、自治体のほうも具体的な話がでてくると思う。標準仕様書の議論と併せながら、進めるようにしているところであるが自治体に示される手順と標準仕様書との齟齬がないように、また自治体にわかりやすくなるように、というのを今後配慮していただければと思う。

⇒ベンダ分科会に参加していないベンダ等からも問い合わせなどいろいろあると思うが、何か情報あれば連携いただきたい。